（可燃性材料の使用制限）

**第六十九条の九**　総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船の居住区域又は業務区域においては、不燃性の隔壁、天井張り又は内張りに施された化粧張りの厚さは、告示で定める厚さを超えてはならない。

（船舶防火構造規則の規定の準用）

**第六十九条の十**　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十八条（第三項第二号を除く。）、第十九条第一項、第二十二条第一項及び第五項、第二十七条の七第二項及び第三項、第二十七条の八（第一項第四号を除く。）、第二十七条の十第一項、第三項、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船について準用する。

２　船舶防火構造規則第八条、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十七条、第十八条（第三項第二号を除く。）、第十九条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第三項から第五項まで、第二十七条の三、第二十七条の五第三項、第二十七条の六（第三項を除く。）、第二十七条の七（第一項を除く。）、第二十七条の八（第一項第四号を除く。）、第二十七条の九、第二十七条の十第一項から第三項まで、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第二十七条の七第四項中「第二十七条の四第一項」とあるのは「漁船特殊規程第六十九条の十第二項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

別表（第六十六条関係）

| 属具名称 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 国際信号旗 | （略） | （略） |
| 一組（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船は、ＮＣ二旗） | （略） | 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。 |
| 国際海事機関が採択した国際信号書 | （略） | |

（新設）

（新設）

別表（第六十六条関係）

| 属具名称 | 数量 | 摘要 |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 国際信号旗 | （略） | （略） |
| 一組（総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船にあつては、ＮＣ二旗） | （略） | 総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。 |
| 国際海事機関が採択した国際信号書 | （略） | |